

川越市学校給食代替支援金 よくある質問と回答

R7.9.1版

No.		回答
1	川越市学校給食代替支援金とは？	川越市立学校に在籍している市内在住の児童又は生徒の保護者に対し、学校給食の代替として保護者が弁当対応をする経費を支援することと、教育事務の委託及び区域外就学により、他市の公立小学校、中学校に就学している市内在住の児童又は生徒の保護者に対し、川越市における学校給食費の2分の1相当額を支援することにより、保護者の負担軽減を図るものです。
2	対象者は？	毎月1日時点で、次の①から③のいずれかに該当する方です。 ① 川越市立小・中・特別支援学校に在籍し、学校長が食物アレルギー・宗教等の理由により、学校給食を喫食しないことを認めている代替弁当を持参する市内在住の児童又は生徒の保護者の方 ※給食を月の途中で喫食した場合は、その月の支援金支給の対象外となります。 ②教育事務委託学校に就学している児童又は生徒の保護者の方 ③川越市が把握している区域外就学で、他市町村の市町村立学校に就学している市内在住の児童又は生徒の保護者の方
3	申請はいつからできるか？	令和7年10月1日（水）からとなります。
4	申請書はどこにあるか？	保護者への案内に記載のQRコード又は川越市ホームページ。
5	申請の方法は？	①電子申請 ②郵送 ③学校給食課の窓口へ直接提出の3つの方法があります。
6	申請期限は？	令和7年12月23日（火）が期限となります。

川越市学校給食代替支援金 よくある質問と回答

R7.9.1版

No.		回答
7	申請に必要な書類は？	弁当持参の方の必要書類はありません。教育事務委託と区域外就学については、在籍を証明する書類が必要です。 例 在学証明書 学生証の写し等
8	申請を間違った場合はどうなるか？	申請の取り消しができなくなるまでは再申請可能ですが、取り消しができなくなった後は再申請はできませんので、慎重に記載をしてください。 なお、学校給食課より補正の通知が届いた場合は、通知に記載の期限までに返送してください。
9	申請期限後に川越市に転入した場合は申請できるか？	転入の事実が令和8年3月6日（金）までに学校給食課で確認が取れた場合のみ、該当者へ申請書を郵送いたしますので、記載の期日までに同封の申請書で申請してください。
10	転入した月は支援の対象になるか？	1日の転入は対象となりますが、2日以降の転入は対象外となります。
11	転出した月は支援の対象になるか？	1日の転出は対象外となりますが、2日以降の転出は対象となります。
12	弁当持参とは？	食物アレルギーと宗教等の理由により、弁当持参を学校長に認められた場合です。一部弁当持参は対象とはなりません。
13	食物アレルギー・宗教等の等とは？	食物アレルギー・宗教以外の理由については、様々な理由で弁当持参となっていると思われますので、個別に記載していませんが、申請後に対象になるか判断させていただきます。
14	弁当持参を学校長に認められた場合とは？	保護者から学校長に「詳細な献立表（通常食用）/弁当対応申請書」が提出されていることです。

川越市学校給食代替支援金 よくある質問と回答

R7.9.1版

No.		回答
15	申請期限後に弁当持参になった場合は申請できるか？	対象の弁当持参になったことが、令和8年3月6日（金）までに学校給食課で確認が取れた場合のみ、該当者に申請書を郵送いたしますので、記載の期日までに同封の申請書で申請してください。
16	教育事務委託とは？	学校教育法第40条第1項及び第49条に規定される教育事務の他市町村への委託であり、川越市の委託先の学校は、ふじみ野市立三角小学校と大井西中学校となっています。
17	申請期限後に教育事務委託の対象になった場合は申請できるか？	対象となった事実が令和8年3月6日（金）までに学校給食課で確認が取れた場合のみ、該当者に申請書を郵送いたしますので、記載の期日までに同封の申請書で申請してください。
18	区域外就学とは？	学校教育法施行令第9条に規定されている、定められた通学区域（学区）以外の市立小・中学校への通学を認める制度です。
19	申請期限後に区域外就学の対象になった場合は申請できるか？	対象となった事実が、令和8年3月6日（金）までに学校給食課で確認が取れた場合のみ、該当者に申請書を郵送いたしますので、記載の期日までに同封の申請書で申請してください。
20	いつ支援金は振り込まれるか？	令和8年4月中旬から4月末を予定しています。
	問い合わせ先	学校教育部 学校給食課 学校給食費担当 TEL 049-223-3039